



須坂市立小山小学校だより

栃の子だより

平成 27 年 4 月 27 日
No.2

文責：寺島 寿一

あいさつ いのち うんどう・うたごえ えがお おもいやり

平成 27 年度 須坂市立小山小学校の重点活動について

今年度、小山小学校では、以下のような 3 つの重点活動を決めだし、それを通して「学力向上」「楽しい学校」を目指し、取り組んでいきます。

学校教育目標

栃の木のように 深く根を張り 幹太く 枝葉ゆたかな人

願う姿

心もからだも
たくましい子ども

人やものを
大切にする子ども

よく考える子ども

重点活動

「育てよう 心とからだ」

- ・ 道徳の授業の充実
- ・ 全教育活動での道徳的場面づくり
- ・ マラソン、縄跳び
- ・ 健康管理、命の学習
- ・ 栄養教諭と連携した食育

重点活動

「広げよう 友達のわ」

(輪, 和, 話)

- ・ 姉妹学級活動(レク, 運動, 読み聞かせなど)
- ・ 人間関係づくりゲーム
- ・ QU 調査と結果分析を生かした学級づくり
- ・ ボランティア活動

重点活動

「親しもう ふるさと小山」

- ・ 生活科・総合的な学習の時間での地域で学び、地域を学ぶ活動
- ・ 信州型コミュニティスクール…地域の施設、人材を活用した活動

重点活動を通して

<学力の向上を目指します>

- ・ わかる授業
- ・ 伸びる力をさらに伸ばす指導
- ・ 思考力・判断力・表現力の育成
- ・ 授業と連動した家庭学習

そのために

- ・ 確かな教材研究, 各種調査の分析
- ・ 補充的な学習や発展的な学習
- ・ 子ども同士のコミュニケーション活動
- ・ 家庭学習応援ブックの活用

<楽しい学校を目指します>

- ・ 認め合い, 高め合う仲間づくり
- ・ 居心地のよい学級・学校づくり
- ・ 開かれた学校づくり

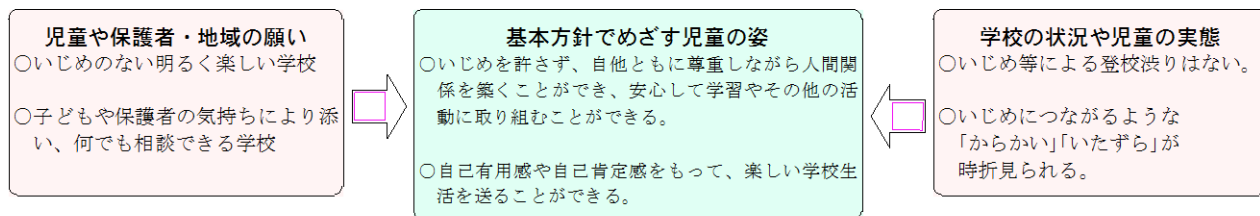
そのために

- ・ 日常的な交流活動
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化(焦点化, 視覚化, 共有化など)
- ・ 人権が尊重される環境・学習活動
- ・ 学級・学年・学校だより

いじめ防止対策推進法を受け、小山小学校では以下のような「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた取り組みを行っています。いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、学校や関係機関との連携が欠かせません。

お子さんの様子などから、いじめや心配なことがありましたら、遠慮なく相談窓口(校長、教頭、養護教諭、担任、スクールカウンセラー、教育相談員など)へご相談ください。

須坂市立小山小学校いじめ防止基本方針



学校のいじめ防止等のための基本方針

いじめの定義 ～いじめ防止対策推進法の定義より～
 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめに対する基本的な考え方
 「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対許されない」ことの理解を促していく。そのために、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいく。また、いじめ問題への取り組みの重要性について、地域・家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいく。

「いじめ対策委員会」の設置
 ①構成メンバー…校長、教頭、担任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等 必要に応じて関係教職員、スクールカウンセラー、PTA三役・学級会長
 ②年2回(6月・11月)、定例会を開催 問題発生時には随時臨時委員会を開催

未然防止の取組	早期発見の取組	いじめが起きたときの対応
①いじめのない学校づくりに向けた指導の充実 ○ わかる授業 学習指導の充実 ○ 特色ある教育課程 道徳授業の充実 ○ 楽しい学校 特別活動の充実 ○その他 →自他の人権の大切さを認め合えるようにさまざまな場面で指導 教職員による不適切な言動の根絶 など ②職員がいじめに対する意識の高揚と指導力の向上 ○いじめに対する全職員対象の校内研修会 ○いじめに関するチェックリストによる自己診断 ○いじめ防止のための職務別ポイントの設定 学級担任・養護教諭・生徒指導主任 等 ③校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善 ④保護者・地域との連携 ○ホームページ等を通じたいじめ防止対策の周知 ○ネットいじめに関する情報提供、研修会	①いじめの芽の早期発見→速やかに「予防的介入」 ○日常の観察 →交友関係の変化、体調や表情の変化 服装の乱れや言葉遣いの変化、出席状況の変化 日記・生活記録等の記述内容の変化 持ち物の紛失や変化、金銭の使い方の変化 保健室への訪問回数の変化 など ○本人・保護者等からの訴え →相談窓口の周知・掲示、定期アンケート実施 教育相談の充実 家庭訪問や個人懇談での情報交換 ○教職員による直接の発見 →毎回の職員会で情報交換できる場を設定 教務学年主任会で情報交換できる場を設定	①いじめへの早期対応 ○いじめ対策臨時委員会の開催 ○情報の共有化→組織的対応 ○被害児童・保護者の同意の下、事実関係の究明 ○現場発見の際は、即時介入、関係者全員から事実確認→教育相談→事実の再確認 ○被害児童・保護者への対応 →秘密厳守、共感的理解、精神的なバックアップ 心のケア、本人を守ることを約束 被害児童、保護者の願いを受け、共に対応 ○加害児童・保護者への対応 →本人・保護者と共に今後の家庭教育等について考え、改善していく いじめの背景にも目を向けた継続的な指導 ②いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への指導 ③ネットいじめへの対応 ④須坂警察署生活安全課等関係機関との連携

教職員の非違行為防止の取り組みについて

3月の春休みに教員による2件の酒気帯び運転、そして4月になってから「大麻取締法違反」と「名誉棄損容疑」による教員の逮捕事案がありました。私たち小山小学校教職員も他人事ではなく、もう一度自身の生活や行動を振り返り、「交通違反」「体罰や言葉の暴力」「スクールセクハラ」「個人情報の流出」等の非違行為について、絶対起こしてはならないと決意しています。

今年度も非違行為防止研修を定期的・継続的に行い、その内容を学校だより等で報告してまいります。